

モバイルマーケティングASPサービス利用規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「ドコモ」といいます)が提供するモバイルマーケティングASP サービス(以下、「本サービス」といいます)のご利用にあたっては、このモバイルマーケティングASP サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)が適用されます。なお、本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

(規約の変更)

第2条 ドコモは、契約者の承諾を得ることなく、本規約(サービスガイドラインを含みます。以下本条において同じ。)を変更する場合があります。この場合、本サービスに係る料金や提供条件等は、変更後の規約によります。なお、ドコモは本規約を変更する場合、これら変更内容を契約者にドコモが相当と判断する方法により通知します。

(用語の定義)

第3条 本規約における用語の意味は以下のとおりとします。

「おサイフケータイWeb プラグイン」フェリカネットワークス株式会社が提供するアプリケーション。かざすフォルダとの間で、会員証の書込み、読み込み・削除を行うことができます。

「FeliCa 技術方式」ソニー株式会社が開発し、保有する非接触IC カード技術方式。

「FeliCa チップ」FeliCa 技術方式に準拠して開発、製造される携帯電話用IC チップ。

「共通領域」FeliCa チップ上において、FeliCa 技術方式によるデータの読み取り及び書込みが可能なメモリ領域のうち、フェリカネットワークス株式会社が管理する領域。

「かざすフォルダ」共通領域のうち本サービスのためにドコモが利用する領域の総称。

「管理者」本サービスを利用するにあたり契約者が指定した者で、本サービスの利用について管理・監督を行う者。

「管理端末」管理者が本サービスの管理・運用を行うために設置する電子計算機及び電気通信設備。

「契約者」本規約に基づき本サービスを利用するための契約をドコモと締結した法人(ドコモが定める法人格を有する法人に限ります)。

「契約者サービス」契約者が本サービスを利用して自らの顧客に提供するサービス。

「サービスガイドライン」ドコモが別に定める、本サービスの内容の詳細を示したものの総称。

「申込者」本サービスの利用を希望し、ドコモに対し申込みを行う者。

「利用者」契約者サービスを利用する者。

「ASP センタ」本サービスを提供するためにドコモが設置する電子計算機及び電気通信設備。

「FOMAサービス」ドコモが別に定めるFOMAサービス契約約款に基づき提供する携帯電話サービス。

「Xiサービス」ドコモが別に定めるXiサービス契約約款に基づき提供する携帯電話サービス。
「5Gサービス」ドコモが別に定める5Gサービス契約約款に基づき提供する携帯電話サービス。

第2章 本サービス通則

(本サービスの内容)

第4条 ドコモが提供する本サービスの内容の詳細は、サービスガイドラインに定めるとおりとします。
2 本規約の定めとサービスガイドラインの定めと齟齬等あるときは、本規約の定めがサービスガイドラインの定めと優先するものとします。なお、FOMAサービスまたはXiサービスまたは5Gサービスの提供条件については、FOMAサービス契約約款またはXiサービス契約約款または5Gサービス契約約款の定めが本規約及びサービスガイドラインの定めと優先するものとします。

(本サービスの提供区域)

第5条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

(本サービスの利用条件)

第6条 本サービスの最低利用期間は1年間とします。
2 本サービス又は契約者サービスの利用にあたり必要となる、本サービスに対応した携帯電話端末、携帯電話サービス契約管理端末及び管理端末からASPセンタへのアクセス回線等は、別途契約者又は利用者の負担により用意する必要があります。

第3章 本サービス契約の成立等

(利用の申込み)

第7条 申込者は、本規約の内容を承諾したうえで、本サービスの利用期間等必要事項を記載したドコモ所定の申込書(以下、「利用申込書」といいます)をドコモの指定する窓口に提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。

(利用申込みの承諾)

第8条 ドコモは、第7条(利用の申込み)に基づく利用申込みが次の各号に定める事項のいずれにも該当しないと判断した場合は、本サービスの利用の申込みを承諾します。

- (1) 本サービスの提供が技術上又は運用上困難であるとき
- (2) ドコモ又は本サービスの信用を毀損するおそれがあるとき
- (3) 第7条(利用の申込み)に定める申込書に虚偽の記載があったとき
- (4) 第22条(契約者の情報管理責任)の規定に違反するおそれがあるとき
- (5) 第23条(支払)に定める義務を怠るおそれがあるとき

- (6) 第30条(禁止事項)のいずれかに類する行為を行うおそれがあるとき
 - (7) その他本規約を遵守しないおそれがあるとき
 - (8) 過去に不正利用等により本サービス又はドコモが提供するその他のサービスの利用契約の解除または利用の停止があったとき
 - (9) ドコモの業務遂行上支障があるとき
 - (10) 申込者がドコモの定める法人格を有する法人でないとき
 - (11) その他当社が本サービスの利用者として不適切と判断したとき
- 2 前項の規定により利用の申込みを拒絶する場合は、ドコモは当該申込者に対し、書面によりその旨を通知するものとします。

(契約の成立時期)

第9条 ドコモは、第8条(利用申込みの承諾)に基づき本サービスの利用の申込みを承諾したときは、本サービスの利用期間等を記載したドコモ所定の書面を契約者に交付することをもって、その旨を速やかに申込者に通知するものとします。当該通知日をもって、ドコモと申込者の間で本規約に基づく本サービスの利用に関する契約(以下「本サービスの利用契約」といいます)が成立したものとします。

2 契約者は、本サービスの利用契約の更新を希望する場合は、更新希望日の60日前までにドコモ所定の申込書をドコモの指定する窓口に提出することにより本サービスの利用契約の更新を申し込むものとします。

3 第8条(利用申込みの承諾)及び本条第1項の規定は、前項に基づく申込みに準用します。

(契約者サービス)

第10条 契約者は、自己の費用と責任において利用者に対して契約者サービスを提供するものとします。

2 契約者は、利用者との間で締結する契約等において、本規約の規定に基づき、ドコモが本サービスの提供を中止等する場合があることにつき予め利用者から承諾を得なければならないものとします。

3 契約者は、契約者サービスに関する利用者その他の第三者からの苦情、問い合わせ等については、自らの費用と責任により対応のうえこれらを解決するものとし、契約者サービスに関してドコモが損害を被った場合、当該損害を賠償するものとします。

(おサイフケータイ Webプラグイン)

第11条 本サービスで使用できる「おサイフケータイ Webプラグイン」にかかる著作権等の知的財産権は、フェリカネットワークス株式会社に帰属します。

2 「おサイフケータイ Webプラグイン」は、利用者がフェリカネットワークス株式会社との間で締結する契約に基づき、利用者自らの携帯電話端末にインストールして使用します。なお、携帯電話端末

によってはプリインストールされているものもあります。

3 ドコモは「おサイフケータイ Webプラグイン」について、契約者又は利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

(契約者への通知)

第12条 ドコモは、契約者に対して行う各種通知を、契約者が予めドコモに届け出た連絡先に書面、電子メールの送信又はドコモのホームページへの掲載その他ドコモが適当と認める方法により通知するものとします。

2 前項に基づきドコモから契約者への通知を電子メールの送信又はドコモのホームページへの掲載により行う場合は、ドコモから契約者への通知は、それぞれ電子メールの送信又はドコモのホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(契約者登録情報の変更)

第13条 契約者は、商号、住所、電話番号、メールアドレス、請求書送付先その他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、ドコモが別途指定する書面を提出することにより、速やかにドコモに届出するものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらずドコモに届出がないときは、本規約に定めるドコモからの通知は、届出済みの変更前の連絡先へ通知を発信したことをもって履行されたものとみなします。

2 前項の届出があったときは、ドコモは契約者に対し、届出に係る変更の事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(契約者が行う本サービスの利用契約の解約)

第14条 契約者は、本サービスの利用契約の解約を希望する場合は、解約希望日の60日前までにドコモ所定の解約申込書をドコモの指定する窓口に提出することにより本サービスの利用契約を解約できるものとします。

2 本サービスの利用契約が解約された場合、契約者は、未払いの本サービスの利用料金の全額をドコモが指定する期日までに一括して支払うものとします。

(ドコモが行う本サービスの利用契約の解除)

第15条 ドコモは、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、本サービスの利用契約を解除することがあります。

(1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき

(2) 第17条(サービスの停止)に基づき、本サービスの利用が停止された場合において、当該事由が直ちにドコモの業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は契約者が当該利用停止日から2ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

- (3) 第23条(支払)に定める料金等の支払いその他ドコモに対する債務の履行を現に怠り、又は怠る恐れがあるとき
 - (4) 第30条(禁止事項)に違反したとき
 - (5) 契約者自らにつき支払いの停止があったとき、支払い不能の状態に陥ったとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始若しくは特別精算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または自らを債務者とする仮差押え・保全差押え若しくは差押えの命令・通知が発送されたときなど、債務履行が困難であるとドコモが判断したとき
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
- 2 ドコモは、前項の規定により本サービスの利用契約を解除するときは、事前にその理由及び解除日を契約者に通知します。
- 3 ドコモは、第1項に基づき本サービスの利用契約が解除されたことにより契約者又は利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、第1項に基づき本サービスの利用契約が解除された場合は、未払いの本サービスの利用料金の全額をドコモが指定する期日までに一括して支払うものとします。

第4章 本サービスの提供中止及び廃止等

(本サービスの提供中止)

第16条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき
- (2) ASPセンタその他本サービスの提供に必要な設備に障害が発生したとき
- (3) その他、運用上又は技術上やむを得ないとき

2 ドコモは、前項に基づき本サービスの提供を中止したことにより契約者又は利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3 ドコモは、第1項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。この場合、ドコモはその旨をドコモが適当と判断する方法であらかじめ契約者に通知又は周知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 本規約に別段の定めがある場合を除き、ドコモの責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用できない状態が発生した場合、その状態をドコモが認知した時刻から起算して48時間以上その状態が連続したときに限り、ドコモは本サービスを利用できない状態が発生した日が属する月の本サービスの利用料金を当該月の日数で割った金額(1円未満の端数は切り上げるものとします)に、本サービスを利用できなかった時間を24で割り算した利用不能日数(1日未満の端数は切り捨てるものとします)を乗じて算出した金額を契約者の翌月の利用料金から減額するものとします。

(本サービスの利用停止)

第17条 ドコモは、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 第23条(支払)に定める支払期日を経過してもなお本サービスの利用料金を支払わないとき
(支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、ドコモがその支払の事実を確認できないときを含みます)
- (2) 契約者又は利用者が第30条(禁止事項)各号のいずれかに違反したとき
- (3) ドコモに対して虚偽の届出又は通知をしたとき
- (4) 利用者その他の第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき
- (5) 本規約に違反したとき
- (6) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとき

2 ドコモは、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、その旨をドコモが適当と判断する方法であらかじめ契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 ドコモは、第1項の規定にかかわらず、契約者に対し、同項の措置に替えて又は同項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ることを又は第15条(ドコモが行う本サービスの利用契約の解除)に基づきドコモが本サービスの利用契約を解除することを妨げるものではありません。

4 ドコモは、第1項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者又は利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

第18条 ドコモは、自己の都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、ドコモが定める本サービスの廃止日をもって本サービスの利用契約は終了するものとします。

2 ドコモは、前項に基づく本サービスの廃止により契約者又は利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3 ドコモは、第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し本サービスを廃止する3ヶ月前までにその旨を通知するものとします。

第5章 本サービスの利用

(サービス利用の準備等)

第19条 契約者は、本サービスの利用にあたり、サービスガイドラインに従い、ドコモが定める各種手続きを実施するものとします。

(ログインID及びログインパスワードの管理)

第20条 契約者は、ドコモが契約者に付与するログインID及びログインパスワードの管理責任を負うものとします。

2 契約者は、ドコモが付与するログインID及びログインパスワード(これを利用して新たに生成したログインID及びパスワードも含まれるものとします)を自らの責任において厳重に管理し、又は管理者を指定して管理させるものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等を行うことはできないものとします。

3 ログインID及びログインパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、ドコモは一切責任を負わないものとします。

4 ログインID又はログインパスワードが不正に利用されたことにより、ドコモに損害が生じた場合、契約者は、ドコモに対しその損害を賠償するものとします。

5 契約者は、ログインID及びログインパスワードが盗難や紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用されたと思われるときは、直ちにドコモにその旨を連絡するものとします。

(ドコモの情報管理責任)

第21条 ドコモは、本サービスを通じて登録・送受信される情報(以下「本情報」といいます)が消滅等しても、一切責任を負わないものとします。但し、ドコモの故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

2 ドコモは、本サービスの運用に必要と判断する範囲で、本情報を閲覧することができるものとします。

(契約者の情報管理責任)

第22条 契約者は、利用者に関する情報であって、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、住所その他個人を識別することができる情報、契約者と利用者との間で行った通信に関する一切の情報(以下、総称して「個人情報」といいます)を法令に従い適切に取り扱うものとします。

第6章 料金

(支払)

第23条 契約者は、ドコモに対し、本サービスの利用に関し別表1に定める利用料金(以下「利用料金」といいます)を支払うものとします。なお、利用料金の具体的な算出方法等は、サービスガイドラインに定めるものとします。

2 契約者は、ドコモが定める支払期日までに、利用料金をその金額に課税される消費税相当額とともにドコモが指定する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、契約者の負担とします。

3 契約者は、第16条(本サービスの提供中止)及び第17条(本サービスの停止)に基づき本サービス

スの利用が中止又は停止された場合でも、第16条第4項に該当する場合を除き、当該中止又は停止期間における利用料金を支払うものとします。

(遅延損害金)

第24条 ドコモは、前条第2項に定める支払期日を経過しても利用料金の支払いがない場合、当該支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について、年14.5%の割合で算出した額の遅延損害金を、契約者に対して請求することができるものとします。

第7章 雑則

(違約金)

第25条 契約者が、利用申込書に定める本サービスの利用期間満了日より前に、第14条(契約者が行う本サービスの利用契約の解約)に基づき本サービスの利用契約を解約する場合又は第15条(ドコモが行う本サービスの利用契約の解除)に基づき本サービスの利用契約を解除された場合、ドコモは本規約の他の規定に基づく損害賠償とは別に、サービスガイドラインに定める違約金を契約者に対し請求できるものとします。

(損害賠償)

第26条 契約者は、本規約に違反し、又は本サービスの利用に関連してドコモに損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

(情報の削除)

第27条 ドコモは、本サービスの利用契約が終了したときは、本情報を速やかに削除します。
2 ドコモは、前項に基づき本情報を削除したことにより契約者又は利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

(サービスの保守・運用)

第28条 本サービスの保守・運用内容については、サービスガイドラインに定めるものとします。

(免責・非保証)

第29条 ドコモは、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスに関して契約者又は利用者その他の第三者に生じるいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。
2 契約者は、第22条(契約者の情報管理責任)に定める本情報の消失等に備え、バックアップ等の必要な措置を自らの責任と費用において実施するものとします。ドコモは、本情報のバックアップ等について一切の責任を負わないものとします。
3 ドコモは、本サービスで提供されるコンテンツやデータ等の完全性・正確性・第三者の知的財産権

その他の権利の非侵害性等を保証するものではありません。

(禁止事項)

第30条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また利用者にさせてはならないものとします。

- (1) 第三者又はドコモの著作権その他の権利、財産、プライバシーを侵害する又はそのおそれのある行為
- (2) 第三者又はドコモに不利益若しくは損害を与える又はそのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する又はそのおそれのある行為
- (4) 本サービスの運営を妨げる、又はドコモの信用を毀損する行為
- (5) 本サービスで利用するASP センタに対して、管理端末以外からアクセスする行為、過度な負担を与える行為、本サービスを不能にする行為、その他本サービスの提供に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (6) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用又は提供する行為
- (7) ログインID及びログインパスワードを不正に使用する行為
- (8) 本サービスを利用する権利の全部又は一部を第三者に再許諾し、又は本サービスを第三者に利用させる行為
- (9) その他法令に違反する又はそのおそれのある行為
- (10) その他ドコモが不適切と判断する行為

(権利義務の譲渡禁止)

第31条 契約者は、本規約に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(契約上の地位の承継)

第32条 契約者の合併又は会社分割等法定の原因に基づき契約者の地位の承継が生じたときは、当該地位を承継した者をして、ドコモに対し、速やかに承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届けさせるものとします。

(残存条項)

第33条 本サービスの利用契約が終了した後も、第10条第3項、第14条第2項、第15条第3項及び第4項、第18条第2項、第21条、第23条乃至第27条、第29条、第31条及び第32条、第34条乃至第36条並びに本条の規定の効力はなお有効に存続するものとします。

(合意管轄)

第34条 本サービスの利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離性)

第35条 本サービスの利用契約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本サービスの利用契約の他の条項は継続して完全な効力を有するものとします

(準拠法)

第36条 本サービスの利用契約の成立・効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠することとします。

附則

本規約は平成23年1月20日から実施します。

附則

本改定規約は令和2年3月25日から実施します。

以上

別表1 料金等

ご利用量に合わせた『従量課金プラン』と月々固定の『定額課金プラン』をご用意しております。ご計画に応じてご契約時に選択頂くことが可能です。

1, おサイフケータイ会員証

会員証利用者数 従量課金プラン 定額課金プラン

～100,000 人	7.0 円/人	500,000 円
～200,000 人	7.0 円/人	1,000,000 円
～300,000 人	7.0 円/人	1,500,000 円
～400,000 人	6.5 円/人	1,950,000 円
～500,000 人	6.5 円/人	2,400,000 円
～1,000,000 人	6.0 円/人	3,700,000 円
～1,500,000 人	5.5 円/人	4,800,000 円
～2,000,000 人	5.0 円/人	5,700,000 円
～3,000,000 人	4.5 円/人	7,000,000 円
～4,000,000 人	4.0 円/人	8,100,000 円
～5,000,000 人	3.5 円/人	9,000,000 円
5,000,001 人～	3.0 円/人	9,800,000 円

2, 特記事項

- 最低契約単位は1年間となります。プランの変更は契約更新時のみ承ります。
- 連携事業者のサービスをご利用の場合、別途当該事業者の定める利用料金が必要となります。